

金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う外国株券等の保管及び振替決済に関する規則の一部改正について

平成 26 年 11 月 26 日
株式会社証券保管振替機構

1. 改正趣旨

金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 45 号）により、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和 26 年法律第 198 号）が改正され、投資法人の資金調達・資本政策手段の多様化の観点から、新投資口予約権が創設されることとなり、平成 26 年 12 月 1 日から施行されることとなった。

上記に伴い、外国株券等の保管及び振替決済に関する規則（以下「規則」という。）の一部について所要の改正を行うとともに、文言修正のための所要の改正を行う。

2. 改正概要

（1）外国投資法人の発行する新投資口予約権証券に類する証券に係る整備

外国投資証券の一類型として、新たに外国投資法人の発行する新投資口予約権証券に類する証券が規定されたことに伴い、外国株券等保管振替決済制度において、預託外国株券等に新株式又は新株予約権等が割り当てられる場合に当該新投資口予約権証券に類する証券が新株予約権等に含まれる旨を明確化するための所要の改正を行う。

（2）その他

一部文言の修正を行う。

規則第 36 条

規則第 76 条

（備考）

3. 施行日

平成 26 年 12 月 1 日から施行する。

以 上